

診療報酬の算定について

がん診療連携拠点病院を中心に、地域連携診療計画に基づき医療機関との連携により「がん患者さんに対して切れ目のない医療」が提供されることを評価したものです。

がん治療連携計画策定料（施設基準）

【計画策定病院（NTT東日本関東病院）が算定】

治療を共同で行う連携医療機関との間で共有している患者さんごとの診療計画を作成し、患者さん・ご家族に説明した上で、文書にて提供した場合に算定

	がん診療連携拠点病院・地域がん診療病院が算定	算定タイミング
項目	① がん治療連携計画策定料 1 (初回) 750点	退院時 または 退院した日から起算して30日以内
	② がん治療連携計画策定料 2 (治療計画変更時) 300点	月1回

	がん治療連携 計画策定料 1	がん治療連携 計画策定料 2	
1割負担	750円	300円	(非課税)
2割負担	1,500円	600円	
3割負担	2,250円	900円	

がん治療連携指導料（施設基準）

【連携医療機関（かかりつけ医）が算定】

連携機関において、治療計画に基づく診療を提供し、計画策定病院に対し患者さんの診療に関する情報を提供した場合に算定

	連携医療機関が算定	算定タイミング
項目	がん治療連携指導料 300点	月1回

	がん治療連携 指導料	
1割負担	300円	(非課税)
2割負担	600円	
3割負担	900円	